

世界遺産の適切な保護と地域の活性化について

現在、日本では世界遺産（文化遺産、自然遺産）が 13 箇所登録されている。このうち、北海道・東北地方においては、豊かな自然を背景として、「白神山地」（青森県・秋田県）及び「知床」（北海道）が、それぞれ自然遺産に登録されている。また、平成 18 年 7 月には、文化庁の文化審議会文化財分科会において、岩手県の「平泉 - 浄土思想に関連する文化的景観 - 」が、文化遺産として世界遺産に推薦することを了承されたところである。

「平泉」が世界遺産に登録されることになれば、北海道・東北地方は三つの世界遺産を有することとなり、今後、当地域が国内はもとより、国際的にも脚光を浴びる可能性は極めて高くなる。

このため、「北海道・北東北知事サミット」に集う 4 人の知事は、「世界遺産」という共通の用語をもとに、「平泉」の世界遺産登録を支援するとともに、以下の視点に立って、新たな発展可能性を秘めた、この北海道・東北地方の来るべき未来の姿を目指して取り組んでいくことを決議する。

- 1 世界に誇り得る文化遺産及び自然遺産について、これまで先人や地元の人々が大切に守り伝えてきた人類共通の財産であることを改めて認識するとともに、保存管理の気運を盛り上げ、連携しながら将来にわたって保護していくこと。
- 2 これらの文化遺産及び自然遺産の魅力を広く国内外に情報発信することにより、北海道・東北地方の更なるイメージアップを図るとともに、広域連携による観光振興を進めるなど、世界遺産を活用した地域の活性化に努めること。

平成 18 年 8 月 22 日

北海道知事 高橋 は る み
青森県知事 三 村 申 吾
岩手県知事 増 田 寛 也
秋田県知事 寺 田 典 城